

東京高裁総第 507 号

令和 7 年 3 月 5 日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和 6 年 7 月 2 日付け（同月 5 日受付、東京高裁第 15 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
別添申出書写しに記載された文書
- 2 開示しないこととした理由
1 の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話 03 (3581) 1332 (ダイヤルイン)

司法行政文書開示請求書

令和6年7月2日

東京高等裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

以下の裁判官の常填補先(配属部を含む。)が分かる文書(令和6年4月当時のもの)

- ① 50期の右田晃一
- ② 51期の進藤光慶
- ③ 52期の三浦隆昭

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

